

令和3年第5回甲賀市教育委員会（定例会）会議録

開催日時	令和3年4月28日（水） 午後2時00分から午後3時52分	
開催場所	甲賀市役所 4階 教育委員会室	
出席委員	教育長	西村 文一
	教育長職務代理者	松山 顕子
	委 員	野口 喜代美
	委 員	山脇 秀錬
	委 員	藤田 浩二
事務局出席者	教育部長	山本 英司
	次長（社会教育担当）	田村 勝也
	次長（総務・管理担当）	松本 忠
	次長（学校教育担当）	乾 斉司
	理事員	平井 茂治
	教育総務課長	谷 綾子
	学校教育課長	前田 正
	社会教育スポーツ課長	杉本 茂夫
	人権教育室室長	宿谷 辰夫
	人権教育室室長補佐	藏本 龍樹
	教育総務課長補佐	武部 薫
書記	教育総務課係長	山本 明美
傍聴者	なし	

議決・報告事項は次のとおりである。

1. 会議録の承認

- (1) 令和3年第4回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認

2. 報告事項

- (1) 4月 教育長 教育行政報告
(2) 教育委員会事務局組織体制について
(3) 甲賀市社会教育委員の会議からの提言書について
(4) 人権に関する総合計画の中間見直しに伴う策定方針について
(5) 市内小中学校における児童生徒の状況報告について

3. 協議事項

- (1) 議案第25号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第1号 甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について)
- (2) 議案第26号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第4号 甲賀市立学校評議員の委嘱について)
- (3) 議案第27号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第5号 甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について)
- (4) 議案第28号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第6号 甲賀市立小中学校における学校医の委嘱について)
- (5) 議案第29号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第2号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について)
- (6) 議案第30号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第7号 甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について)
- (7) 議案第31号 臨時代理につき承認を求めることについて

(臨時代理第 3 号 甲賀市少年センター協議会委員の解嘱
又は解任について)

(8) 議案第 3 2 号 臨時代理につき承認を求めることについて

(臨時代理第 8 号 甲賀市少年センター協議会委員の委
嘱又は任命について)

(9) 議案第 3 3 号 臨時代理につき承認を求めることについて

(臨時代理第 9 号 甲賀市学校運営協議会委員の解任に
ついて)

(1 0) 議案第 3 4 号 臨時代理につき承認を求めることについて

(臨時代理第 1 0 号 甲賀市学校運営協議会委員の任命に
について)

4. その他、連絡事項など

(1) 令和 3 年第 6 回 (5 月定例) 甲賀市教育委員会について

(2) 令和 3 年第 6 回甲賀市教育委員会委員協議会について

◎教育委員会会議

〔開会 午後 2 時 0 0 分〕

総務・管理担当次長 改めまして、こんにちは。本日は何かとご多用の中お集まり
いただきましてありがとうございます。

それでは、ただ今から、令和 3 年第 5 回甲賀市教育委員会定例会を
開会いたします。まず始めに甲賀市市民憲章の唱和を行います。皆様
ご起立ください。

(一同 市民憲章唱和)

総務・管理担当次長 ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして西村教育長からご挨拶を賜り、引き
続きまして議事の進行をお願いいたします。

教育長

皆さん、こんにちは。

明日からの大型連休を前に天候が気になるところですが、新緑がやさしく、薫風が心地よい好季節になりました。

本日は大変ご多用の中、令和3年第5回教育委員会定例会にご出席いただきありがとうございます。開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

早いもので4月も今日を含めてあと3日となりました。先週の教育委員会委員協議会では、今年度教育委員会事務局各課の主要事業および予算について説明を受け、教育委員の皆様からも多くのご質問やご意見をいただきました。

新型コロナウイルスに関しては、65歳以上の方のワクチン接種申し込みが先週から始まりましたが、変異ウイルスの感染拡大により、非常事態宣言が発出された近隣の府県もあり、引き続き市内の小中学校における感染防止の徹底、感染が判明した場合の迅速かつ適切な対応、また社会教育分野におきましても文化・スポーツイベントの安全な実施など、教育委員会といたしましてもしっかりと取り組まなければならないと考えているところです。

さて、4月14日（水）には校長出席による学校経営等協議会、翌週の21日（水）には教頭出席による校務運営等協議会を開催いたしました。それぞれの訓示において、ウィズ・コロナの学校教育を進めるうえで、教育委員会として全力で取り組むこと、学校としてとして取り組んで欲しいこととして、「児童生徒の生命を守り切ること」、「教職員による不祥事を起こさないこと」、さらに「新型コロナウイルスの対策・対応をしっかりと行うこと」の3点について話をいたしました。

また、今年度具体的に進めるべきこととして次の3点を示しました。

1点目は、小学校2年目・中学校1年目となる学習指導要領改訂に

対する対応であります。小学校は一昨年度、中学校は昨年度に採択いただいた新しい教科書を用いた学習が始まっており、児童生徒指導要録における評価の観点も見直され、各校においては具体化が急がれます。

2点目は、「ICT教育元年」と言われるICT教育本格実施の取り組みです。GIGAスクール構想による児童生徒一人一台端末の通常授業や臨時休業等非常時の利用、不登校児童生徒の学びの保障への活用など積極的かつ幅広い活用が求められます。また、総合型校務支援システムの本格的導入により、教職員の負担軽減や働き方改革が期待できます。これらの活用により大きな効果が得られますが、それを使いこなすまでの学びや研修が必要であり、使用に伴い発生するリスクについても理解と準備が必要です。

3点目は、文部科学省等が示す新たな教育施策への準備です。小学校高学年における一部教科担任制、コミュニティ・スクール、小中一貫教育の実施に向けて、モデル校を中心に着実に取り組みを進めなければなりません。

私は、様々な場面で紹介をするのですが、強豪校で知られる静岡県のある高校のサッカー部の応援横断幕に、以前からこのようなスローガンがあり注目しています。それは「見よ！読め！動け！」というスローガンです。スポーツのプレーに限らず私たちは、仕事の場面において、また、日常生活において、常にこのことが求められています。学校経営や校務運営を任せる管理職である校長・教頭にもこの3つのことの大切さを改めて伝えたところであり、教育委員会事務局職員にも職務を遂行する上で常に心に留めて欲しいことでもあります。

この後、次第に沿って定例会を進めさせていただきますが、報告事項（5）市内小中学校における児童生徒状況報告については、これま

でからも非公開で行っておりますが、これまでは課題をもつ個々の児童生徒の状況に絞って継続して報告してきましたが、教育委員の皆様には、生徒指導上の個々の課題に加え市内各校の全体的な動き、状況、保護者対応の課題、不登校児童生徒の状況などについてもお知らせすることが必要であると考え、報告内容の範囲を拡げることといたしました。

本日の協議事項では、様々な委員会の委員の委嘱・任命、解嘱・解任に関する案件が多く予定され、審議をいただくこととなります。

委員の皆様方の慎重な審議をお願いし、令和3年第5回教育委員会定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 それでは、日程に従いまして、議事に入らせていただきます。

はじめに1. 会議録の承認（1）令和3年第4回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認について、資料1につきましては、事前に委員の皆様方のお手元に配付させていただいております。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 特にご意見ご質問等ございませんので、ただ今の（1）令和3年第4回甲賀市教育委員会（定例会）会議録の承認については、原案どおり承認することとします。

教育長 それでは、2. 報告事項に移らせていただきます。

（1）3月30日開催の第4回教育委員会定例会以降の教育長教育行政報告について、資料2の中から以下の4件について報告いたします。

まず1点目は、4月5日（月）午前にありました、JA甲賀農業協同組合様による、食育教材「農業とわたしたちの暮らし」のDVDと冊子の贈呈についてです。これは平成20年度から毎年、「JAバン

ク食農教育応援事業」として、食育教材となる冊子を小学校5年生の児童一人ひとりに、またDVDを5年生各学級に1枚ずつをいただいています。例年はJAの各支所よりエリア内の小学校に配布していただき、教育長へは手紙による報告でしたが、今回は来訪いただき事業内容についても説明を受けました。教材の内容は、「わたしたちのくらしと農業のかかわり」「米や野菜ができるまで」「果物をつくる」「牛を育てる」「農作物が届くまでかかる費用」「農業の昔と今、そして未来」で構成され、とてもわかりやすく作製されています。子どもたちの食育や環境、農業への理解を深める教材として活用させていただきます。

次に2点目は、4月18日（日）午後に、あいこうか市民ホールで開催されました、水口ロータリークラブ主催「甲賀流戦国歴史講演会」についてです。2月に開催された「古地図から探る東海道と水口」に続く第2回目となる今回は、「天下人と東海道」と題して、京都橘大学の尾下成敏先生にご講演をいただきました。東海道は古代より主要な街道であり、水口もその要衝として位置づけられてきたこと、天下人とは豊臣秀吉と徳川家康のことであり、彼らと東海道、さらには水口との関わりに迫るお話を聴くことができました。京都・伏見・大坂という上方から尾張の国以東へ向かうルートは2つ存在し、ひとつは現在の彦根市・米原市から岐阜県を通る「美濃廻りルート」、もうひとつは、湖南市・甲賀市から三重県を通る「甲賀・伊勢廻りルート」であったこと、また、秀吉と家康では様々な理由により、重視したルートが異なっていたことなどを改めて知ることができました。講演後は、尾下先生を交え、県文化財保護課の松下氏をコーディネーターとして水口町郷土史会、甲賀市観光まちづくり協会、市教委歴史文化財課のみなさんによるパネルディカッションも行われました。

続いて3点目は、4月24日（土）午前、あいこうか市民ホールで開催されました「令和3年度甲賀警察署少年補導員ならびに甲賀市少年補導委員功労者表彰式・令和3年度甲賀市少年補導委員会総会・研修会」についてです。5年間にわたり、甲賀警察署少年補導員・甲賀市少年補導委員としてご活躍いただいております4名の方々に、甲賀警察署長・甲賀市教育委員会教育長連名による勤続功労者表彰を行うとともに、日頃から本市の青少年の非行防止と健全育成のために、それぞれのお立場から格段のご理解とご協力をいただいていることに対しまして、私からも敬意と感謝の言葉を述べさせていただきました。

最後に4点目に、4月24日（土）、25日（日）の両日に行われましたイベント「よみがえれ水口岡山城2021」についてです。

「水口岡山城の会」のメイン事業である本事業は、平成26年に甲賀市市制10年記念事業として始まりました。今年度も甲賀市のランドマークとしての水口岡山城がもつ、夢に溢れたまちの将来像をビジュアルに発信し、市民の観光やまちづくりに対する意識の向上、次代を担う子どもたちへの継承、ひいては甲賀市の文化観光都市としての発展を目的として開催されました。今年はこれまでより約10m高い本丸跡に迫力のあるバルーンのお城が設置され、コロナ対策を行った上で、クイズラリー、バンジージャンプなど様々な工夫がなされていました。

私も久し振りに登った古城山の頂きからは360度パノラマで市内を一望でき、気持ちのよいひとときを過ごすことができました。また、夜には登山道の提灯やバルーン城のライトアップが幻想的な雰囲気を醸し出していました。

以上、4月分教育長教育行政報告といたします。

教育長

それではただ今の（1）4月教育長教育行政報告について、何かご質問等ございますでしょうか。

野口委員

1点だけお聞きします。4点の報告についてではありませんが、4月1日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の内容をお聞きします。

先ほどのご挨拶の中で、子どもの命を守ること、新型コロナウイルスについて対策、対応していくとおっしゃっていましたが、具体的にはどうでしょうか。

10代20代に変異株が非常に広がっておりますし、春休みのいろいろな交流の影響もあるのではないかとお聞きしています。また、緊急事態宣言が近隣で出ております。ステージの段階はまだ県でも上がっていませんが、甲賀市も感染者が増えている状況です。教育従事者にもワクチンを優先的に打つことについて声が高まっているようで、小学校の子どもたちの命を守る対策として、具体的な何か対策はでていますか。

教育部長

4月1日の本部会議では、特に市役所の別館で受付していますワクチン接種の事業展開についての説明がありました。

これからワクチン接種の受付を開始し、接種も市内3か所で行います。健康福祉部単独では成しえない、全庁的な協力が必要な事業であり、そのための事業の方向性と概要についてでした。

5月12日から接種を開始するにあたり、各部局に対し協力の要請がありました。また、接種に人員を割くため、本来各部局において実施すべき事業は多く抱えておりますが、事務事業の変更、縮小の検討についても要請がありました。

委員がおっしゃったとおり変異株の脅威は迫ってきていると考えていますが、まずはこれまでからの感染予防対策を徹底すること、ゴールデンウィークに入りますので、連絡体制や初動体制を確認しておくこと、緊急事態にはすぐに市として対策を打てるように幹部職員は体制をとっておくことの指示がありました。

学校に対しても、これまで積み上げてきた様々な感染症対策を地道にしっかりとすることとしています。

野口委員

市民活動に関わっておりますが、変異株の脅威の中で自主的に活動

を中止にしております。学校はもっと密な状態で学業をされていますので、何か特別な対策があるのかと思いお聞きしました。もちろん、感染対策を徹底することは当然ですが、特に今はステージの段階を全体として上げることはないのですね。

教育部長 今のところありません。

野口委員 わかりました。

教育長 乾次長、ガイドラインや中学校の部活動について説明ください。

次長（学校教育担当） 4月に入りましてガイドラインをもう一度見直すことが必要となり、先日見直しを行い、ガイドラインをHPに掲載しました。実際に活動していく中で必要となることについて、現在の状況を踏まえながら一部変更しました。

今年の水泳指導については、各ブロック代表の校長先生に集まっていただいて協議し、現在実施する方向で考えております。更衣室で密集しないように人数制限するなど感染症予防対策をとりながら実施する予定です。状況が変わるようなことがあれば、もう一度協議が必要であると考えています。

部活動につきましては、県外との交流試合について、県外から来ていただいたり県外に出向いたりすることは禁止しています。宿泊を伴う活動も禁止しています。県内での活動は可能ですが、県外に出向くことは禁止となっています。

野口委員 ありがとうございます。

教育長 他にご質問等はございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、ただ今の（１）４月教育長教育行政報告は報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、（２）教育委員会事務局組織体制について、資料３に基づき報告を求めます。

総務・管理担当次長 それでは、報告事項（２）教育委員会事務局組織体制につきまして、資料３に基づき報告させていただきます。

表については、令和３年４月１日現在の組織体制でございます。教

育長の元、教育部長、次長、理事員、各課の組織体制であります。令和３年度は昨年度同様の４課２室２所１３係８３機関の組織構成となっており基本的な部分に変更はございません。ただ、体制の変更として、部長級が昨年度の２名から１名に、次長級が２名から３名になったところであり、各課におきましてもそれぞれに若干の増減がございます。詳細については表に示させていただいております。

以上、教育委員会事務局組織体制につきましての報告といたします。

教育長 ただ今、（２）教育委員会事務局組織体制について報告を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 質問等なし）

教育長 それでは、（２）教育委員会事務局組織体制については、報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、（３）甲賀市社会教育委員の会議からの提言書について資料４に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 甲賀市社会教育委員の会議の提言書「地域学校協働活動を推進するために」について説明させていただきます。

平成３０年９月に「地域学校協働活動の推進」について審議をいただいて以来、約３カ年かけて調査・研究・審議いただき、令和３年３月２９日に社会教育委員の会議姉川委員長そして山本副委員長から西村教育長に提言書の提出をいただきました。

まず、１ページでございますが、国の方向性を明記しておりますが、「１．はじめに 地域と学校の連携・協働推進の必要性、（１）地域と学校の連携・協働推進の経緯と背景として、中央教育審議会の「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」の答申が平成２７年１２月に取りまとめられ、地域学校協働活動の推進とコミュニティ・スクールの設置を推進することなどが提言されています。

１ページ下段、平成２８年１２月に取りまとめられた中央審議会答申「幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」、社会に開かれた教育課程の

実現を目指すこととしています。

２ページ中段では、平成２９年３月には、社会教育法と地方教育行政の組織及び運営に関する法律が、地域と学校がパートナーとして連携・協働する視点で改正され、「地域学校協働活動」を推進するため、社会教育法に連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」の配置の規定が加えられています。

次に、３ページになりますが、（２）滋賀県における地域学校協働活動の推進状況、（３）審議テーマであった「地域学校協働活動を推進するため」の概要として、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える仕組みづくり、本市における地域学校協働活動の取り組みの推進に必要性を明記されています。

次に、４ページでございますが、「２．地域学校協働活動の現況」、（１）地域学校協働活動の概念及び概念図を明記、より多くの幅広い地域住民、団体等が参画、目標を共有し緩やかなネットワークの形成をすることで、自立した地域社会の基盤の構築と活性化を図る「学校を核とした地域づくり」が進み、地域の創生につながることを期待されています。

下段、（２）地域学校協働活動の意義として、６ページにかけて、子どもたちに期待される効果、学校・教職員への期待される効果、地域への期待される効果をそれぞれ明記するとともに、アンケート調査等のグラフを明記されています。

６ページ下段には、（３）全国における地域学校協働本部の整備状況を明記しています。７ページには地域学校協働本部の整備状況として、全国で１８,１３０校、５０．３％となっております。

７ページ中段から８ページにかけては、（４）様々な地域学校協働活動を明記させていただいており、９ページからは、（５）滋賀県内各市町の取組状況で、令和２年度には１３市町において１２７本部が活動、２３２名の推進員が配置されています。

１０ページは、県内の設置状況でございます。

１１ページからは、本市における地域と学校の連携・協働活動の現

況として、平成30年度に大原小学校へ調査・研究として学校と地域との連携・協働について視察を行っております。また、12ページには、学校と地域が連携した活動として、貴生川小学校の夕焼け教室の視察を行っております。そして、13ページからは、市内の各学校で行われている活動について明記しております。

次に、15ページ下段でございますが、社会に開かれた教育課程の実現のためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進にかかる図を明記しております。

そして、16ページ、17ページ、3. 人づくり・まちづくりを目指す地域学校協働活動のあり方として①から⑥まで本市における地域学校協働活動の推進に伴う具体的な推進方策について明記しております。①で学校・地域住民への情報提供・理解の促進、②として地域学校協働活動推進員の確保・委嘱、③として地域の課題や資源の整理に基づく将来構想の検討、④として地域学校協働活動推進体制の構築、⑤として地域学校協働本部の立ち上げ、⑥として継続的な住民参画の推進ということになります。

18ページ、おわりにの部分でございますが、地域学校協働活動には多くの意義があり、多くの効果が期待されることから、市内各地域で取組が推進されることが望ましいですが、慌てて組織化だけを進めても学校や地域関係者の負担になり、すぐに形骸化する恐れがあります。これまでの地域の地道な活動を、学校と地域の協働活動の母体として、時間をかけ根気よく育てることがもっとも大切です。

まずは、令和4年度にモデル地区を立ち上げるため、令和3年度中にモデル地区の選定、地域学校協働活動推進員の人選を行い、先進地域の研修を含む準備活動に入ることができるよう、コミュニティ・スクール設置の動向に注視しつつ、PDCAサイクルの構築や長期的な視点に立った財源確保を含め、効果的な推進体制が構築されることを切に望み、本提言のまとめとします。とまとめていただいております。

19ページからは、資料として、これまでの活動内容、21ページには委員名簿を添付しております。

今後、本市において、コミュニティ・スクールが設置される学校を対象に、地域・学校と連携・協力しながら地域学校協働活動の推進を行うとともに、本年度も社会教育委員の会議において、現状報告を行いながら検証進めていく予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、甲賀市社会教育委員の会議の提言書「地域学校協働活動を推進するために」の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教育長

ただ今、(3) 甲賀市社会教育委員の会議からの提言書について、報告を受けました。多くのページがある資料で目を通していただくのが大変であったかと思います。

何かご質問等ございますでしょうか。

野口委員

本当に長い時間をかけて審議をしてくださっていることがよくわかりました。平成30年からの委員の人数を見ても、提言の最初のページに載っている委員の方だけでなく、17人の委員の先生方が実地研修をして、歩いて目で見ながら考えてくださっており、うれしく思っています。

実際にコミュニティ・スクールが動き出しており、どのような形にできあがっていくのかと疑問に思っていました、ある程度つかむことができました。自分自身も地域に住む人間として、委員だけでなく、将来的にどのようなことで動けるか、たくさんの団体を思いながら考えていました。

その中で、3点質問いたします。

1点目はコミュニティ・スクールと地域学校協働活動のビジョンです。一元化、一体化、同一性化がいろいろな箇所に書かれてありますが、一体化がどのような形なのかとずっと疑問でした。具体的にどのように一緒になっていくのかと思っています。コミュニティ・スクールの協議会はすでに進んでいます。そこには社会教育委員もメンバーとしていらっしゃいます。そのメンバーの方が地域学校協働活動ではどのような役割になるのかを考えて組織を組まれているのでしょうか。

16、17ページに具体的な提言が6つ書かれていますが、教育委員会の中、市行政の中で、学校と社会教育、総合政策課が関係していると思っています。特に16の3のところ、自治振興会を包括する総合政策課には地域マネージャーがいっぱいいますし、校務分野では学校の先生が位置付けられており、社会教育指導員もいっぱいいます。学校教育、社会教育、総合政策と横断的に、どのようにその形を考えているのかということです。

2点目は、予算です。以前、コミュニティ・スクールも地域学校協働活動についても、文科省で予算があり、それをどのように使われるのかということが2点目です。

3点目は、役員を協働学校開始に向けて決める時に、中心となるコーディネーター、推進員をどう探していけるかお聞きしたいと思います。コミュニティ・スクールの場合は、以前地域の中で探すのは大変だがやりがいがあると言われているのを聞いたことがあるが、どのように探していけるのかと思っています。

地域の中には、教育活動、文化活動、いろいろな活動があります。1つの例として大原学区で活動されている「スマイル甲賀大原っ子」という市民の方がされている子ども食堂があります。学力保障として勉強を教えると、頑張っておられますが、そのように地域に根付いた活動があります。委員の配置とどのように繋げていこうと考えておられるのか教えていただきたいと思います。

実際令和4年度モデル地区が始まりますので、令和3年度はどのように動かれるのか教えてください。

社会教育スポーツ課長 1点目のビジョンについてですが、状況として、貴生川小学校と土山小学校でコミュニティ・スクールが動きだしています。新たに立ち上げることは実際に活動していただく方にも負担になりますので、既存の活動されている方を中心に、今の活動を元にこの体制に繋げていくように考えています。学校と社会教育と自治振興会の連携が必要ですが、柱になるのは、自治振興会と考えています。地域コーディネーターと社会教育指導員が連携しながら進めたいと考えていま

す。

社会教育から急に自治振興会に入るのは難しいので、学校教育課、学校の先生と相談、連携しながら地域と一緒に連携を進めたいと考えています。

2点目の予算についてですが、コミュニティ・スクールは予算化されましたが、協働活動については県の補助もありますし、来年度に向けて今年度は予算要求しながら進めていきます。

3点目の推進員の選任です。地域で活発に活動いただいている方に推進員になっていただくのがよいと考えていますが、地域によって温度差がありますので、学校、学校教育、自治振興会と連携して人選を進めていきたいと考えています。

最後に、委員から大原学区の活動を紹介いただきましたが、地域でされている活動についても、事業を進める中で知ることができると思いますので、そのような活動も勘案して、人選、体制を進めていきたいと考えています。

野口委員

自治振興会に直接入っていくのは難しいとありました。学校も地域とつながっていますが、市の中で、学校教育、社会教育、総合政策が横断的に事業を進める際の、中心となる自治振興会へのアプローチには、地域マネージャーが非常に重要と感じています。

国際交流協会が多文化共生による地域づくりを各学区で進める際に、地域マネージャーに非常に大切な役割があるとわかり、交流会を持つということになりました。

いろいろな手法があると思いますが手助けになればと思いました。

社会教育スポーツ課長 社会教育スポーツ課の社会教育コーディネーターも、地域マネージャーとの会議に地域課題や社会教育的な役割で何かできないかと、今年度参加させていただきました。少しでも進めていけるようにと考えています。

野口委員

ありがとうございます。

教育長

他にご質問等はございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 それでは、ただ今の（３）甲賀市社会教育委員の会議からの提言書については、報告事項として終わらせていただきます。

 続きまして、（４）人権に関する総合計画の中間見直しに伴う策定方針について、資料５に基づき説明を求めます。

人権教育室長 「人権に関する総合計画の見直しに伴う策定方針」の概略について説明させていただきます。

 １番の「計画策定の趣旨」のところに記載のとおり、人権を取り巻く国際情勢や社会情勢、国、県の動きを見据え、市民および企業、事業所等と行政が人権尊重のまちづくりのため、主体的に取り組むことを目指し、平成２９年７月に「甲賀市人権に関する総合計画」を策定しております。

 今回は「第２次甲賀市総合計画」の見直しにあわせて、作業を行うものです。本計画そのものの期間は、平成２９年度から令和１０年度までの１２年間となっておりますが、社会情勢の変化や国内外の動向、市民ニーズなどを踏まえ、必要に応じて４年ごとに見直しを行うこととなっております。

 近年、国際化や情報化、少子高齢化などが著しく、様々な人権をめぐる新たな課題が生まれています。下の方の四角で囲んでいる枠内にありますように、これまでの基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化、とりわけ新型コロナウイルス感染症に伴う人権問題などを新たな課題として取り組んでまいります。

 次のページをご覧ください。計画策定のスケジュールといたしましては記載のとおりです。これらの実施に当たっては、家庭、学校、園、地域社会の連携がより強化されるよう、人権教育および啓発の充実を図ることを念頭に置き、進めてまいります。簡単ではございますが以上説明とさせていただきます。

教育長 ただ今、（４）人権に関する総合計画の中間見直しに伴う策定方針について、報告を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。
 （全委員 質問等なし）

教育長 それでは、ただ今の（４）人権に関する総合計画の中間見直しに伴

う策定方針については、報告事項として終わらせていただきます。

続きまして、(5) 市内小中学校における児童生徒の状況報告については、内容が個人的なことに関わりますので関係職員のみで非公開とします。

(非公開)

教育長 続きまして、3. 協議事項に入らせていただきます

それでは、(1) 議案第25号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第1号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について)、資料7に基づき説明を求めます。

教育総務課長 議案第25号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第1号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について)、その提案説明を申し上げます。

甲賀市学校給食センター運営委員会委員については、「甲賀市学校給食センター条例」第5条第3項の規定により、教育委員会が委嘱又は任命することとなっております。このことから、関係学校長からは代表者、また関係PTAの代表者については甲賀市PTA連絡協議会を通じ委員選出をお願いさせていただき、委員委嘱を行ってまいります。

当該委員の任期は、令和2年6月1日から令和3年5月31日までの1年間となっております。しかしながら、退職等による離職、PTA役員というお立場については役職を離職されるのが3月31日となっておりますことから、これに伴い本委員につきましても解嘱となりました。

つきましては、「甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則」第4条の規定により教育長が臨時代理したため、これを報告し承認を求めるものです。

以上、議案第25号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第1号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について)の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今、（１）議案第２５号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について）、説明を受けました。

何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、（１）議案第２５号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について）、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長 それでは、（１）議案第２５号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１号甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について）は、原案どおり承認いたします。

続きまして、（２）議案第２６号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第４号甲賀市立学校評議員の委嘱について）、資料８に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第２６号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第４号甲賀市立学校評議員の委員について）、その提案理由を申し上げます。

令和３年３月に議決いただいた甲賀市立学校評議員に加え、綾野小学校より２名、多羅尾小学校より２名、甲南中学校より１名の学校評議員が別紙のとおり推薦されましたので、「甲賀市立学校評議員設置要綱」第２条の規定に基づき、教育委員会が学校評議員の委嘱を行うものであります。

ついては、学校評議員は４月１日から置く必要があったことから、「甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則」第４条の規定により臨時代理したため、同条の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

同職の任期につきましては令和３年４月１日から令和４年３月３１日までとしています。

以上、議案第２６号臨時代理につき承認を求めることについて（臨

時代理第4号甲賀市立学校評議員の委嘱について)の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今、(2)議案第26号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第4号甲賀市立学校評議員の委嘱について)、説明を受けました。何かご質問等ございますでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、(2)議案第26号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第4号甲賀市立学校評議員の委嘱について)、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、(2)議案第26号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第4号甲賀市立学校評議員の委嘱について)、原案どおり承認いたします。

続きまして、(3)議案第27号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第5号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について)、資料9に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第27号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第5号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について)、その提案理由を申しあげます。

「甲賀市附属機関設置条例」第2条第2項に基づき、甲賀市教育支援委員会委員については教育委員会が委嘱又は任命することになっております。

同委員会は、甲賀市における特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な就学を図るため、調査及び適切な就学方法等についての審議を行い、その結果を答申するものです。そのため、専門的知識や学識経験を有する別紙の方々を委員として委嘱又は任命を行うものであります。

ついては、甲賀市教育支援委員会委員は、4月1日から設置する必要があったことから、「甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規

則」第4条の規定により臨時代理したため、同条の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

同職の任期につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとしています。

以上、議案第27号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第5号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、（3）議案第27号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第5号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について）、説明を受けました。

何かご質問等ございますでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、（3）議案第27号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第5号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について）、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、（3）議案第27号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第5号甲賀市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について）は、原案どおり承認いたします。

続きまして、（4）議案第28号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第6号甲賀市立小中学校における学校医の委嘱について）、資料10に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第28号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第6号甲賀市立小中学校の学校医の委嘱について）、その提案説明を申し上げます。

学校医は、学校保健安全法第23条の規定により学校には学校医等を置くものと定められているため、各小中学校の学校医を教育委員会が委嘱しております。

本件に関しましては、令和3年3月の教育委員会定例会において令

和３年度の委嘱についてご決定をいただきましたが、信楽小学校の校医については、信楽中央病院における担当者変更、また朝宮小学校の校医については委嘱予定の信楽中央病院の医師１名が４月１日付人事異動があったことに伴い、後任の医師に委嘱するものです。ついで、学校医は、４月１日から委嘱を行う必要があったため、「甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則」第４条の規定により、臨時代理したため、同条の規定に基づきこれを報告し承認を求めるものです。

なお、同職の任期は令和４年３月３１日までです。

以上、議案第２８号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第６号甲賀市立小中学校の学校医の委嘱について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、（４）議案第２８号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第６号甲賀市立小中学校における学校医の委嘱について）、説明を受けました。何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、（４）議案第２８号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第６号甲賀市立小中学校における学校医の委嘱について）、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、（４）議案第２８号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第６号甲賀市立小中学校における学校医の委嘱について）は、原案どおり承認いたします。

続きまして、（５）議案第２９号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第２号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について）並びに、（６）議案第３０号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第７号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について）は、関連がございますので一括で、資料１１並びに資料１２に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第２９号臨時代理につき承認を求めることについて（

臨時代理第２号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について）、および議案第３０号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第７号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について）は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

議案第２９号につきましては、「甲賀市スポーツ推進審議会条例」第３条第２項の規定により委嘱又は任命しております甲賀市スポーツ推進審議会委員のうち、別紙の委員については、スポーツの推進に係のある機関としてその他教育委員会が適当と認める団体及び関係機関の代表者の改選によるもので、令和３年３月３１日付けで「甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則」第４条の規定により、臨時代理による解嘱又は解任をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

また、議案第３０号につきましては、令和３年３月３１日付けの解嘱又は解任により新たに委員を「甲賀市スポーツ推進審議会条例」第３条第２項の規定に基づき、教育委員会が委嘱又は任命するものです。

委嘱又は任命する委員は別紙のとおりです。任期は令和３年１１月３０日までの前任者の残任期間であり、委員の活動の必要性から「甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則」第４条の規定により、臨時代理による委嘱をしたことから、これを報告し承認を求めるものです。

以上、議案第２９号及び議案第３０号の提案説明とさせていただきます。

慎重審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、（５）議案第２９号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第２号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について）並びに、（６）議案第３０号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第７号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について）、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、(5) 議案第29号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第2号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について)並びに、(6) 議案第30号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第7号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について)、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

(全委員 異議なし)

教育長 それでは、(5) 議案第29号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第2号甲賀市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について)並びに、(6) 議案第30号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第7号甲賀市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について)、原案どおり承認いたします。

 続きまして、(7) 議案第31号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第3号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について)並びに、(8) 議案第32号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第8号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について)は、関連がございますので一括で、資料13並びに資料14に基づき説明を求めます。

社会教育スポーツ課長 議案第31号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第3号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について)および、議案第32号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第8号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について)は、関連がございますので一括して、その提案理由を申し上げます。

 議案第31号につきましては、「甲賀市少年センター条例」第4条第3項の規定により教育委員会が委嘱又は任命することになっております。令和3年3月31日付けで、別紙記載の5名を「甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則」第4条の規定により臨時代理による解嘱又は解任をしましたことから、これを報告し承認を求めるもの

です。

また、議案第３２号につきましては、令和３年３月３１日付けで解嘱又は解任しました委員の選出母体から、別紙記載の５名を「甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則」第４条の規定により臨時代理による委嘱又は任命をしましたことから、これを報告し承認を求めるものです。

任期は令和３年４月１日から令和３年９月３０日までの前任者の残任期間です。

以上、議案第３１号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第３号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について）および、議案第３２号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第８号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について）の提案説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただ今、（７）議案第３１号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第３号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について）並びに、（８）議案第３２号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第８号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について）、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、（７）議案第３１号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第３号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解任について）並びに、（８）議案第３２号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第８号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について）、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、（７）議案第３１号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第３号甲賀市少年センター協議会委員の解嘱又は解

任について)並びに、(8)議案第32号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第8号甲賀市少年センター協議会委員の委嘱又は任命について)、原案どおり承認いたします。

続きまして、(9)議案第33号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第9号甲賀市学校運営協議会委員の解任について)並びに、(10)議案第34号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号甲賀市学校運営協議会委員の任命について)は、関連がございますので一括で、資料15並びに資料16に基づき説明を求めます。

学校教育課長 議案第33号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第9号甲賀市学校運営協議会委員の解任について)、および、議案第34号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第10号甲賀市学校運営協議会委員の任命について)は、関連がございますので一括して、その提案理由を申しあげます。

甲賀市学校運営協議会委員につきましては、令和3年3月定例会にて議決いただいたところです。土山小学校学校運営協議会委員のうち、別紙の委員については、3月の時点においては引き続いて土山小学校教育後援会長を続ける予定でしたが一身上の都合により後援会長が代わることによるもので、「甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則」第4条の規定により、臨時代理による解任をしましたことから、これを報告し承認を求めるものであります。

また、議案第34号につきましては、解任しました委員の母体であります土山小学校教育後援会から会長を新たに委員として任命するものです。ついては、任命する委員は別紙のとおりです。委員としての活動の必要性から「甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則」第4条の規定により、臨時代理による任命をしたことから、これを報告し承認を求めるものです。

同職の任期につきましては令和3年4月1日から令和5年3月31日までとしています。

以上、議案第33号及び議案第34号の提案説明とさせていただきます

ます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただ今、（９）議案第３３号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第９号甲賀市学校運営協議会委員の解任について）並びに、（１０）議案第３４号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１０号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）、説明を受けました。

何かご質問等ございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、（９）議案第３３号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第９号甲賀市学校運営協議会委員の解任について）並びに、（１０）議案第３４号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１０号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）、承認することとしてご異議はございませんでしょうか。

（全委員 異議なし）

教育長

それでは、（９）議案第３３号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第９号甲賀市学校運営協議会委員の解任について）並びに、（１０）議案第３４号臨時代理につき承認を求めることについて（臨時代理第１０号甲賀市学校運営協議会委員の任命について）、原案どおり承認いたします。

続きまして、４．その他・連絡事項に移ります。（１）令和３年第６回（５月定例）甲賀市教育委員会について及び（２）令和３年第６回甲賀市教育委員会委員協議会について、併せて説明をお願いします。

教育総務課長

（１）令和３年第６回（５月定例）甲賀市教育委員会につきましては、令和３年５月２６日（水）１４時から開催させていただきます。また（２）令和３年第６回甲賀市教育委員会委員協議会につきましては、令和３年５月１９日（水）１４時から開催をさせていただきます。

なお、委員協議会のテーマとして現在考えておりますのは、令和３年度開催予定の協議会のテーマについてご協議いただきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中ではございますが、ご出席いただきますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

教育長 ただ今の連絡事項について、何かご意見、ご質問等ございませんか。
 （全委員 質問等なし）

教育長 それでは、以上をもちまして、令和３年第５回甲賀市教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔閉会 午後３時５２分〕